最終更新日:2018年6月28日

モリ工業株式会社
代表取締役社長 森　宏明
問合せ先:管理部長 河野 博光 TEL.(06)4708-1271
証券コード:5464
https://www.mory.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、常に最良のコーポレート・ガバナンスを追求し、その改善に継続的に取組み、当社にとって必要なコーポレートガバナンス・コードのコンプライの部分を増やすように努めます。

当社は、株主の権利を尊重し、経営の公正性・透明性を確保するとともに、経営の活力を増大させることが、コーポレート・ガバナンスの要諦であると考え、次の方針に従って、コーポレート・ガバナンスの充実を図ります。

（1）ステークホルダーとの関係

a 株主の権利・平等性を確保します。

b 株主との間で建設的な目的を持った対話を行います。

c 株主及びその他のステークホルダーとの良好な関係を構築します。

d 財務情報・非財務情報を適切に開示し、透明性を確保します。

（2）コーポレート・ガバナンスの基本体制

a 当社は監査等委員会設置会社とします。

b 取締役会は、法令が定める範囲内で業務執行の意思決定をできるだけ業務執行取締役に委任し、経営の監督機能に重点を置きます。

（3）取締役の人数は定款によるものとします。また、社外取締役については複数名を選任します。

（4）取締役会は、その役割・責務を実効的に果たすための知識・経験・能力を全体としてバランスよく備え、多様性と適正規模を両立させる形で構成します。監査等委員には、財務・会計に関する適切な知識を有しているものを1名以上選任します。

（5）監査等委員会は定期的に開催し、独立した客観的な立場に基づく情報交換・認識共有を図るものとします。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1－2－4】

当社の現在の株主構成を考えますと、費用その他の面から議決権電子行使プラットフォームの利用等や招集通知の英訳は現時点では必要と考えていません。株主構成が変化して海外株主が増加すれば実施を検討いたします。

【補充原則3－1－2】

当社の現在の株主構成を考えますと、費用その他の面から招集通知等の英訳は現時点では必要と考えていません。株主構成が変化して海外株主が増加すれば実施を検討いたします。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1－4】

当社では投資目的以外で保有する株式は、以下のようなグループ分けをし、それぞれで保有の是非を判断しています。

a 取引先であり、その取引関係を維持・向上させるため

b 金融機関取引先であり、その取引関係を維持・向上させるため

c 原材料の供給元であり、材料の安定供給を受けるため

d 発行会社の長期安定株主となるため

a～cの取引先については、取引関係が続く間は基本的に株式の保有は継続します。ただし、先方が2期連続で赤字となった場合は、取締役会での協議事項とします。

dの保有先については利回り優先で継続を判断します。2期連続で無配の場合、また、3期連続で利回り1%未満の場合は売却検討とします。

そして、これらの政策保有株式については年に1回取締役会で検証を行っています。

【原則1－7】

当社の取締役会規則において、関連当事者間の競業取引及び自己取引を行う場合は、取締役会の決議事項と定めています。毎年取締役会において、関連当事者間の取引の有無について確認しています。

【原則3－1】

（1）会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画

＜経営理念＞

経営理念とは、事業の目的と事業活動の基本的な考え方であり、「社是」と「経営基本目的」に表現しています。

（社是）

・進取・・・他人と同じことをしていたのでは発展しない。常に自ら一歩進んで積極的にことに当れ。

・独創・・・常に現状に疑問を持ち、工夫・改善・開発の虫になれ。

・情熱・・・情熱を失うと人間は枯れてしまう。常に不屈の闘志と夢を持て。

・奉仕・・・奉仕なくして永遠の繁栄はあり得ない。自らの仕事を完全にやりこなすことが、社会への奉仕につながることを知れ。

（経営基本目的）

当社は、独創的なアイデアのもとに開発した製品を、経済的に生産して、適正なる価格で販売することにより、社会に貢献するとともに、社業の発展を図ります。

当社は、企業努力によりできるだけ多くの利益を確保し、

a 将来の企業発展のため、財務内容を充実させます。

b 納税することにより、国や地方自治体に対し責任を果たします。

c 配当などの株主還元に努めます。

d すべてのステークホルダーとの強固な信頼関係構築に努めます。
＜経営戦略・経営計画＞
当社は、中期計画等は作成していません。当社の主要製品であるステンレス鋼の主原料であるニッケルの市況価格は、需給関係のみならず、金融市場の状況によっても大きく変動します。また、アロイリンク方式によって、その原材料の変動を製品価格にある程度転嫁できる仕組みもあります。このため売上高がニッケル市況のみで上下する場合があり、中期計画の意味をなさなくなることがあります。そのため当社は年次計画のみを経営計画としています。
ただし、次の経営指標の目標をクリアすることに努めています。
a 売上高経常利益率6.5%以上
b 実質無借金の状態を維持。株主還元率は30%を目途とします。
（2）本コード（原案）のそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
本報告書の1の「1．基本的な考え方」に記載しておりますので、ご参照ください。
（3）取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
株主総会終了後に、他社の動向も参考にしながら、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で役職別に報酬月額を定めています。
（4）取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
経営幹部の選任に当たっては、適性や当社への持続的な成長と企業価値の向上に資するものを取締役会にて決定いたします。決定後、氏名、略歴等を適時開示しています。
社外取締役の選任に関しては、東京証券取引所の定める独立性に関する判断基準に準拠しています。また、取締役の選任に関しては、適性や当社への持続的な成長と企業価値の向上に資する候補者を取締役会にて決定いたします。
（5）取締役会が上記（4）を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明
取締役候補者の選任理由について、招集通知の株主総会参考書類に記載しています。
【補充原則4－1－1】
当社では、法令で定められている取締役会での決議事項及びこれに準ずる重要事項を取締役会で決定しています。
【原則4－8】
現在当社では社外取締役3名を選任しています。
【原則4－9】
当社は、東京証券取引所が定めている独立性基準に準拠した基準を設けており、それに基づいて社外取締役を選定しています。
【補充原則4－11－1】
当社の取締役会の構成については、「営業」「技術」「製造」「管理」の知識・経験・能力を持った人員を偏らないように構成しています。
また、現在当社では社外取締役3名を選任しています。
【補充原則4－11－2】
社外取締役の他社での兼任状況は、招集通知等で開示しています。
当社の他に上場会社の役員の兼務は3社以内とすることが合理的だと考えています。
【補充原則4－11－3】
当社は、取締役会の実効性の評価・分析を行うにあたり、全取締役を対象に取締役会の役割・構成・運用状況等に関するアンケート調査を行い、その結果について取締役会において議論を行いました。その結果、当社の取締役会は概ね適切に機能しており、実効性が確保されていることを確認しました。今後も取締役会の実効性の確保・向上に努めてまいります。
【補充原則4－14－2】
新任取締役に対しては、期待される役割・責務を適切に果たすため外部セミナーを受講させています。また、取締役に対しては機会あるごとに会社規程等の再確認を実施し、新しい知識の習得を進めています。
【原則5－1】
株主との対話については、管理部が窓口となっています。現在当社では年2回マスコミ向けの決算説明会を開催しているほか、株主向けに株主通信等を発信しています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
森 明信	441,904	5.56
大同生命保険株式会社（常任代理人 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）	440,000	5.53
株式会社三菱東京UFJ銀行	391,109	4.92
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	371,600	4.67
株式会社りそな銀行	335,410	4.22
株式会社メタルワン	260,041	3.27
公益財団法人森教育振興会	247,170	3.11
日本生命保険相互会社（常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会社）	217,953	2.74
JFEスチール株式会社	201,600	2.54
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	197,500	2.49

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	鉄鋼
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	19 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	12 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
小池 裕樹	弁護士											
林 修一	公認会計士											
岩崎 泰史	公認会計士											

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小池 裕樹	○	○	―――	弁護士としての専門的な知見を有しており、当社の業務執行に対する監査・監督を適切に遂行できるものと判断したためであります。 会社との間には特別の利害関係はありません。
林 修一	○	○	―――	これまでの企業経営者としての豊富な経験に加え、公認会計士及び税理士としての専門的な知見を有しており、当社の業務執行に対する監査・監督を適切に遂行できるものと判断したためであります。 会社との間には特別の利害関係はありません。

岩崎 泰史	○	○	―――	公認会計士及び税理士としての専門的な知見を有しており、当社の業務執行に対する監査・監督を適切に遂行できるものと判断したためであります 会社との間には特別の利害関係はありません。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
監査等委員会	3	0	0	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき使用人として、監査室に監査等委員会の担当者を配置しております。なお、当該使用人の人事的処遇に関しては、監査等委員会の同意がなければ処遇できないものとし、当該使用人は当社の就業規則に従うが、指揮命令権は監査等委員会に属するものとしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員である取締役と会計監査人は定期的に会合を持つほか、必要に応じて適時会合を持つことにより、監査の効率化を図っております。
監査等委員会は、定期的に監査室より内部統制の状況に関する報告を受けるほか、必要に応じて適時意見交換を行うなど連携を図っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

取締役報酬は一定程度の定額をもって取締役の生活及び職務専念を安定させるとともに、業績向上のインセンティブも必要であると考えております。
従来は、役員賞与が業績連動型の報酬の役割を担ってきましたが、第75期以降は、役員報酬に組み入れることにより、会社全体の業績連動に加え各取締役の業績評価の達成状況にあわせた報酬とすることを目指しております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況 更新	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

全取締役の総額を有価証券報告書において開示しております。
取締役の年間報酬総額
取締役9名　267百万円（社外取締役を除く）
なお、上記金額は基本報酬、賞与及び退職慰労引当金繰入額を含んでおります。
（平成30年3月期）

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

（基本報酬）
　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等については、株主総会で決議した報酬限度額の範囲内で、各取締役の役位及び職務内容並びに企業業績等を勘案して取締役会にて決定しております。監査等委員である取締役の報酬等については、株主総会で決議した報酬限度額の範囲内で監査等委員である取締役の協議により決定しております。
（退職慰労金）
在任期間と報酬月額を基準とした役員退職慰労金規程を定めております。
当該規程に基づき、在任中の功績が特に顕著であった場合などは割増することがあります。
当該規程に基づく要支給額を役員退職慰労引当金として引当計上しております。
退任取締役へ支給する際は、株主総会の承認を得ることとしております。

なお、全取締役の総額を有価証券報告書において開示しております。

【社外取締役のサポート体制】

監査等委員である社外取締役の職務を補助するものとして、監査室に担当者を配置しております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等 更新

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件（常勤・非常勤、報酬有無等）	社長等退任日	任期
森　明信	相談役	企業経営者としての長年の経験と見識に基づき、経営全般に対する助言を行っております。	非常勤・報酬有	2016/6/28	1年更新

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 更新	1 名

その他の事項 更新

企業経営者としての長年の経験と見識に基づき、経営全般に対する助言を行っております。ただし、経営や業務執行のいかなる意思決定にも関与しておりません。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

（コーポレート・ガバナンス体制の概要）
　当社は企業価値の持続的向上を図るため、経営の効率化を追求し、事業活動におけるリスクを適正に管理するためには、内部統制の整備が必要不可欠であり、これを継続的に改善し充実させていくことが重要であると考えております。
　当社における企業統治の体制は、平成28年6月28日開催の第74期定時株主総会において監査等委員会設置会社への移行を内容とする定款の変更が決議されたことにより、同日付けをもって監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行いたしました。この移行によりコーポレート・ガバナンスの一層の充実が図れるものと判断しております。
　当社の取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名、監査等委員である取締役3名を構成員とし、取締役会が経営の基本方針、法令に定められた事項やその他経営上の重要事項を決定するとともに、業務の執行状況を監督する機関と位置付け、社外取締役で構成された監査等委員会がその職務の執行状況を監視することとしております。
　事業活動において想定される各種リスクに対応する基本的な方針は取締役会で決定し、各部門担当取締役が具体的な体制を整備し、その実施状況等は取締役会が監督しております。また、監査等委員会はその状況の監視を行います。

取締役会等の重要な会議の開催並びにその記録等の保管、業務の執行に関する規程の整備並びに執行状況の報告等は適切に行われております。

連結子会社については当社の取締役が代表者を務めるなどにより当社と同等の体制が構築され、また、その状況が当社取締役会に報告される体制となっております。連結子会社の業務遂行における判断基準となるべき指針は、当社の関係する業務執行部門又は同種の業務の担当部門が作成又は承認し、担当取締役に報告することになっております。

部長級以上で構成される幹部会議を毎月開催し、業務執行状況などの情報の共有化とコンプライアンスの徹底を図っております。

従業員の業務遂行におけるコンプライアンスは、行動規範を整備し、営業・製造・管理の3部門で情報を共有することによる相互牽制、業務執行状況の報告を都度行わせることなどにより、一定の水準を確保できていると考えております。

なお、社外取締役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償額は、法令の定める最低責任限度額としております。

（会計監査の概要）

会計監査人には新日本有限責任監査法人を選任しており、業務を執行した公認会計士は次のとおりです。

氏名	所属する監査法人名	継続監査年数
坂井　俊介	新日本有限責任監査法人　指定有限責任社員　業務執行社員	―
徳永　陽一	新日本有限責任監査法人　指定有限責任社員　業務執行社員	―

（継続監査年数が7年を超えていない場合は、その記載を省略しております）

監査業務に係る補助者の構成は次のとおりです。

公認会計士5名、その他10名

（平成30年3月期）

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は監査等委員会設置会社を選択しております。監査等委員会の役割は、取締役の職務の執行を監査し、企業経営の健全性や適正であることを担保することであり、監査等委員が取締役として取締役会の議決権を持つことでコーポレート・ガバナンスの強化につながると判断しております。

また、社外取締役は当社の経営の透明性・経営のチェック機能を高めるとともにその経験と知見を生かした適切な意見をいただけるものと判断しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	ホームページに招集通知を掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	決算短信等の適時開示情報及び招集通知を掲載しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	ISO14001を認証取得しております。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

（基本的な考え方）

当社は企業価値の持続的向上を図るため、経営の効率化を追求し、事業活動におけるリスクを適正に管理するためには、内部統制の整備が必要不可欠であり、これを継続的に改善し充実させていくことが重要であると考えております。

（整備状況）

1．当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

⑴ 当社グループは、社員ハンドブック及びコンプライアンス規程の順守を全ての取締役及び使用人に対し、周知徹底を図る。

⑵ 取締役数名で構成する承認機関としてのコンプライアンス委員会と、施策の実施・推進を行うコンプライアンス統括部を設置し、必要に応じて取締役会に報告し、コンプライアンス体制の確立を図る。

⑶ 法令違反行為等の早期発見と是正のために内部通報制度をより有効に機能させる。

⑷ 監査室による内部監査を充実させ、内部統制の有効性、適切性を確保する。

2．当社グループの取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

法令及び社内規程に基づき、総務部（一部は経理部）が情報の適正な保存及び管理を行い、取締役はこれらの情報を必要なときに閲覧できる。

3．当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

⑴ 管理部にてリスク管理を行い、管理部門担当取締役が必要に応じて取締役会に報告する。

⑵ リスクをカテゴリー別に重要性の検証を行い、重要性の高いものについては個々に定めている規程を全社的なリスク管理規程として集大成し、重要性の低いものについては、個々の担当部門で規程の見直しを行う。

4．当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

定例の取締役会において取締役会規則に基づき、経営の基本方針、経営計画書、その他経営に関する重要事項を決定し、業務執行状況を監督するものとする。また、必要な場合には取締役会を臨時に開催する。

5．当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

⑴ 子会社の代表者は、当社取締役が兼務するか又は使用人を代表者とした場合はその担当取締役を定め、当社取締役の経営判断が的確に伝わるとともに当社取締役会に子会社の状況が報告されるようにする。

⑵ 子会社の業務執行における判断基準となるべき指針は、当社の関係する業務執行部門又は業務担当部門が作成又は承認し、担当取締役に報告する。

⑶ 監査室による内部監査の実施により、子会社の内部統制の有効性、適切性を確保する。

6．当社の監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

⑴ 監査室に所属する使用人が、監査等委員会の職務の補助業務を担当する。

⑵ 当該使用人の人事的処遇に関しては、監査等委員会の同意がなければ処遇できないものとする。

⑶ 当該使用人は、当社の就業規則に従うが、指揮命令権は監査等委員会に属するものとする。

7．当社グループの取締役及び使用人等が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

⑴ 当社グループの取締役及び使用人等は、当社グループに損害を及ぼす恐れのある事実その他事業運営上の重要事項を適時、適切な方法により監査等委員会に報告するものとする。

⑵ 当社の監査室は、監査の結果を適時、適切な方法により監査等委員会に報告するものとする。

⑶ コンプライアンス規程及び内部通報規程に基づき、監査等委員会への報告を理由に当該報告者に不利益を及ぼさない体制を整備する。

8．その他監査等委員会の監査が実効的に行われていることを確保するための体制

⑴ 監査等委員がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還等の請求をしたときは、当該請求が監査等委員の職務の執行に必要ないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

⑵ 監査等委員会が、代表取締役或いは管理部門担当取締役と定期的に意見交換を行う機会を確保する。

⑶ 監査等委員会は、会計監査人である監査法人と監査業務について緊密な情報交換を行うなど連携を図る。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

（基本的な考え方）

当社グループは反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともに、警察等の外部専門機関と緊密に連携し、グループ全社を挙げて毅然とした態度で対応することを基本方針としております。

（整備状況）

総務部及び管理部にて警察等の外部専門機関と連携し、情報の収集を行っています。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――

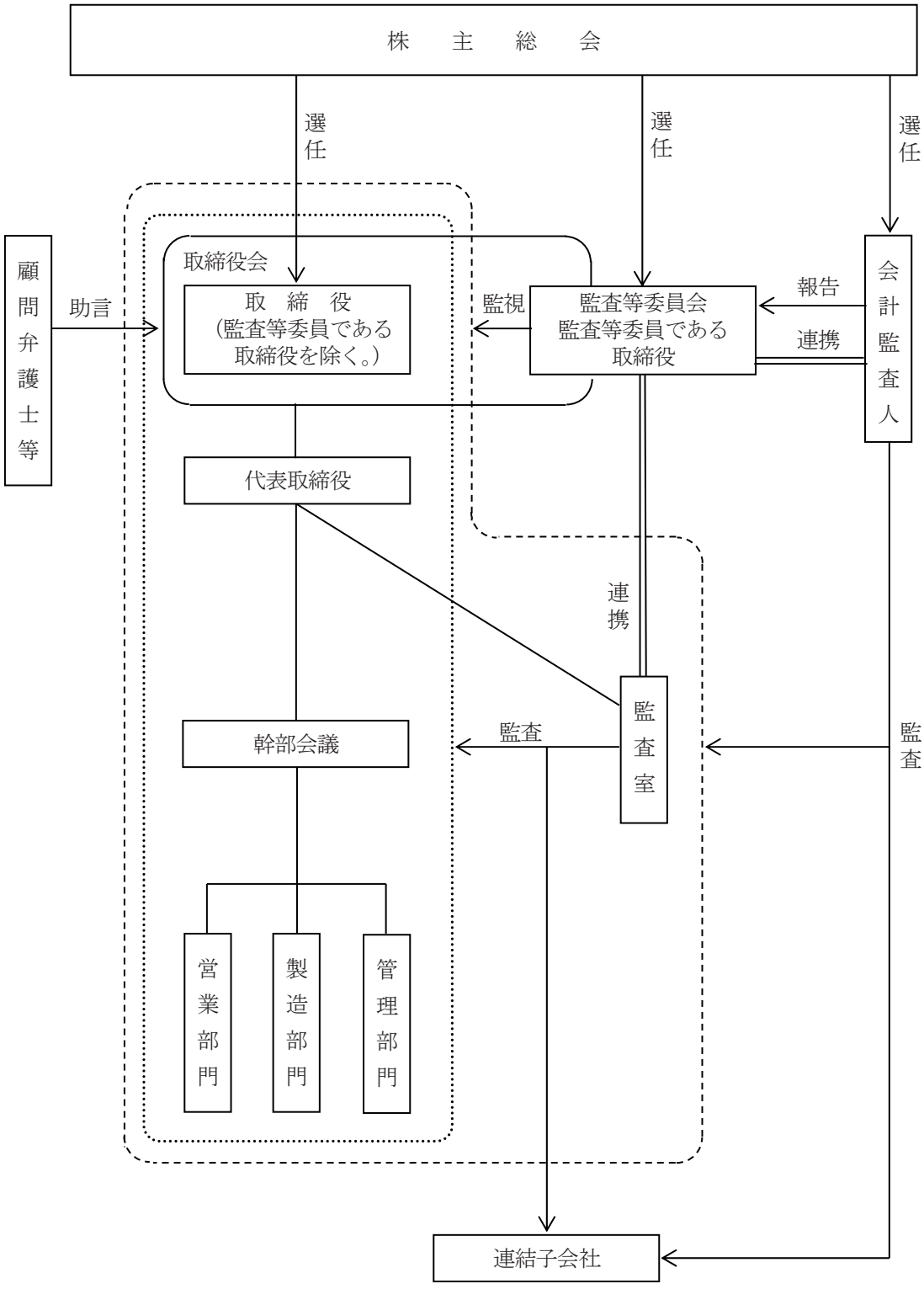
株　主　総　会
選任
選任
選任
顧問弁護士等
助言
取締役会
取　締　役
(監査等委員である
取締役を除く。)
監視
監査等委員会
監査等委員である
取締役
報告
連携
会計監査人
代表取締役
連携
監査室
幹部会議
監査
監査
営業部門
製造部門
管理部門
連結子会社

適 時 開 示 体 制 の 概 要（模式図）

会 社 名 モ リ 工 業 株 式 会 社
（コード番号 ５４６４ 東証第１部）

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は下記のとおりです。

記

当社における会社情報の適時開示に係る社内体制は、代表取締役より任命される情報取扱責任者のもとで、管理部を事務局として運営しております。

管理部においては主として「発生事実」又は「決定事実」に関する情報を管理し、経理部においては主として「決算情報」を管理しております。両部は連携して情報の事実確認、開示基準等との照合等を行い、その結果を情報取扱責任者に報告することとしております。

情報取扱責任者は会社情報の開示が必要と判断した場合には、代表取締役に報告するとともに事務局に当該情報の開示を指示し、事務局はその開示を指揮することとしております。

以上を図示すると次のようになります。

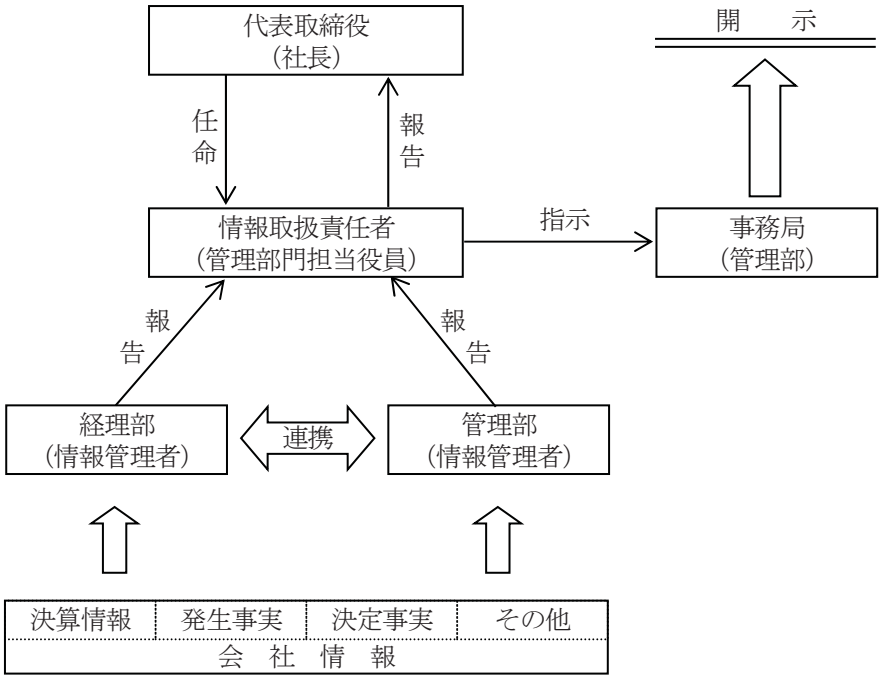

以 上